

2013年6月3日

株 主 各 位

東京都荒川区東尾久七丁目2番35号

株 式 会 社 A D E K A

代表取締役社長 郡 昭 夫

第151回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第151回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2013年6月20日（木曜日）の17時15分までに行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2013年6月20日（木曜日）の17時15分までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使専用ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を、2013年6月20日（木曜日）の17時15分までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、67ページから68ページの「インターネット等による議決権行使について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使により、重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2013年6月21日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都荒川区東尾久七丁目2番35号
株式会社ADEKA 本社15階ホール
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |

3. 目的事項

報告事項

1. 第151期（2012年4月1日から2013年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件 |

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.adeka.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

(1)事業報告の「Ⅱ. 会社の現況」のうち「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要」及び「当社の支配に関する基本方針の内容の概要」

(2)連結計算書類の「連結注記表」

(3)計算書類の「個別注記表」

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.adeka.co.jp>）に掲載させていただきます。

◎電力不足に伴う節電に協力するため、株主総会当日は、総会会場の冷房温度を高めに設定させていただきますので、軽装でお越しくださいますようお願い申し上げます。

## (添付書類)

# 事業報告

( 2012年4月1日から  
2013年3月31日まで )

## I. 企業集団の現況

### 1. 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、米国では緩やかな回復傾向が続いたものの、欧州債務問題の長期化や中国をはじめとした新興国経済の成長鈍化などにより、全体的には停滞局面が続きました。国内では経済対策効果や復興需要の下支えなどにより、緩やかな回復は見られたものの、世界経済の減速の波及懸念などを背景に引き続き厳しい状況で推移しました。

当社グループ事業の主要対象分野である自動車関連分野は、欧州市場の低迷が長期化しつつありますが、北米やASEAN諸国での販売が好調に推移しました。一方、国内はエコカー補助金制度の効果が昨秋切れたものの、震災の影響で大幅減産となった前期からの反動もあり、前年を上回る水準となりました。IT・デジタル家電分野は、スマートフォンやタブレット端末の販売は好調でしたが、薄型テレビは先進国での販売減少を新興国市場の成長でカバーしきれませんでした。製パン・製菓関連分野は、安定した需要により概ね前年並みでした。

このような状況のなか、当社グループは2012年度からスタートした中期経営計画「STEP 3000」に基づき、事業の選択と集中を進めるべく、鹿島共同出資3社（鹿島電解株式会社、鹿島塩ビモノマー株式会社、鹿島ケミカル株式会社）から出資を引き揚げ、電解事業から撤退いたしました。また、化学品事業では、米国子会社による塩化ビニル用安定剤事業の買収、ブラジル現地法人の設立、食品事業ではマレーシアで加工油脂を製造販売する合弁会社を設立して工場建設に着手するなど、将来の成長に向けた海外投資を戦略的に推し進めてまいりました。研究開発部門では、樹脂添加剤グローバルテクニカルセンターの役割を担う新研究棟を完成させ、市場競争力のある製品などを迅速に研究開発できる体制を構築しました。

当期の業績につきましては、売上高は1,848億85百万円（前期比8.2%増）、営業利益は98億55百万円（同18.1%増）、経常利益は113億24百万円（同31.2%増）、当期純利益は76億16百万円（同100.6%増）と前期を大きく上回りました。

報告セグメント別の概況は次のとおりです。

#### (化学品事業)

当事業の売上高は、1,259億11百万円（前期比7.5%増）、営業利益は73億73百万円（同4.5%減）となりました。

##### ① 情報・電子化学品

半導体材料は、最先端の半導体メモリに使われる高誘電材料を中心に販売数量は高い水準で推移しましたが、価格競争の影響を受け販売価格が低下しました。光学フィルムやフォトレジストに使用される感光性材料、タッチパネル向けの電子回路基板エッチング薬剤など競争力の高い独自製品が伸長しました。フラットパネルディスプレイ向けの各種材料は、スマートフォンやタブレット端末の販売拡大を受け、堅調に推移しました。情報・電子化学品全体では、前期に比べ増収減益となりました。

##### ② 機能化学品

樹脂添加剤は、自動車生産の回復を背景に高機能製品の光安定剤、塩化ビニル用の可塑剤、安定剤などが伸長しましたが、期後半から顧客の生産調整の影響を大きく受けました。界面活性剤は、化粧品材料や塗料用の各種添加剤が、輸出を中心に伸長しました。潤滑剤は、自動車生産の拡大及び海外を中心とした新規顧客の開拓により伸長しました。機能性樹脂は、環境対応可能な水系樹脂が、自動車や家電向けで堅調に推移しました。機能化学品全体では、前期に比べ増収増益となりました。

##### ③ 基礎化学品

プロピレングリコール類などは、需要が減少したことに加えて、原材料価格が上昇したことにより低調でした。過酸化水素及びその誘導品は、震災の影響で落ち込んだ前期に比べ販売数量は増加しましたが、紙パルプなどの市況低迷の影響が続き低調でした。か性ソーダなどの電解関連製品は、鹿島共同出資3社からの出資引き揚げに伴い販売を縮小しました。基礎化学品全体では、前期に比べ減収となり、営業損失となりました。

(食品事業)

当事業の売上高は、535億77百万円（前期比8.7%増）、営業利益は19億31百万円（同2,758%増、同18億63百万円増）となりました。

業務用マーガリンなどの加工油脂やホイップクリームなどの加工食品は、消費者の食に対する低価格志向が強まるなか、顧客ニーズをとらえたバター風味豊かなマーガリンや口どけの良いクリームを中心に販売数量が伸長し、震災の影響を大きく受けた前期に比べ増収増益となりました。

| 事業別    | 売上高（百万円） |
|--------|----------|
| 化学製品事業 | 125,911  |
| 食品事業   | 53,577   |
| その他の事業 | 5,396    |

### ＜当期のトピックス＞

当期は、2012年度からスタートした中期経営計画に基づき、事業領域の拡大・強化を図るべく、国内外に経営資源を積極的に投入いたしました。

コア事業である樹脂添加剤事業では、グローバルシェアの拡大を図るため、アジアや中南米などでの新市場の開拓・拡販を進めました。2012年5月には、米国のみならず世界の新たな市場・分野に参入すべく、米国に新たにAM STABILIZERS CORP.を設立し、塩化ビニル用安定剤事業を買収しました。また、ブラジルに南米地域の自動車産業、エレクトロニクス産業向けの樹脂添加剤等の販売拠点とすべく、現地法人ADEKA BRASIL LTDA.を設立し、同社は2013年4月から営業を開始しました。さらに、当社浦和研究所に、樹脂添加剤グローバルテクニカルセンターとなる研究棟を新設し、研究開発体制の強化を図りました。

もう1つのコア事業である食品事業では、マレーシアにおいて2012年11月にマレーシア最大手の一角を占めるコングロマリット企業（パームの搾油・精製、プランテーション、不動産等）であるIOIグループとの合弁会社ADEKA FOOD (ASIA) SDN.BHD.を設立し、工場建設に着手しました。今後の成長が見込まれる東南アジアで、食品事業のさらなる展開、拡大を加速してまいります。

成長事業である情報・電子化学品事業では、韓国のADEKA KOREA CORP.においてR&D（研究開発）センターの人員増強を図り研究開発体制を強化したほか、半導体向け誘電材料生産設備の稼働により生産体制を強化しました。

新規事業創出に向けた注力分野の1つである「ライフサイエンス」では、大腸内視鏡検査向けに、大腸癌早期発見用造影剤（ナノビーコン）の製品化に向け研究開発を進めております。また、当社大麦ベータグルカンはサプリメントなどの健康食品分野に、発酵ベータグルカンは化粧品分野、ヘアケア分野、メディカル分野（創傷修復等）に向けた用途拡大を進めております。その他にも、メバロノラクトンやプラスマローゲンなどの材料の研究開発を進めております。

## 2. 設備投資等の状況

当期中に実施いたしました設備投資等の総額は114億48百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

### (1) 当期中に完成した主要設備

| 会社名               | 項目               | 部門         |
|-------------------|------------------|------------|
| 当社（浦和研究所）         | 研究棟の新設           | 機能化学品部門    |
| ADEKA KOREA CORP. | 半導体向け誘電材料生産設備の増設 | 情報・電子化学品部門 |

### (2) 当期継続中の主要設備の新設、増設

| 会社名             | 項目                  | 部門      |
|-----------------|---------------------|---------|
| 艾迪科精細化工（常熟）有限公司 | プラスチック用酸化防止剤生産設備の新設 | 機能化学品部門 |

### (3) 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去または滅失に該当する事項はありません。

## 3. 資金調達の状況

当期におきましては、増資または社債の発行による資金調達は行っておりません。

#### 4. 中長期的な経営戦略と対処すべき課題

##### (1) 中長期的な経営戦略

当社グループは、創立100周年を迎える2016年度までに売上高3,000億円企業を目指し、その規模にふさわしい企業体質への変革を進めております。

2012年度から、新たな中期経営計画をスタートするにあたり、あらためて中長期的な経営ビジョンである「2016年度のありたい姿」を策定し、その実現に向けて、本中期経営計画期間（2012年度～2014年度）を「確固たる手段を打つ飛躍の時期」と位置付け、事業領域の拡大と強化を推進しております。

##### 1) 中長期的な経営ビジョン／2016年度のありたい姿

2016年度売上高3,000億円のグッドカンパニーを目指す

～私たちは人々の豊かな生活の実現に向け、  
戦略分野No. 1に挑戦し、価値を創造します～

当社グループが強みを活かせる事業分野（戦略分野）でのNo. 1を事業ごとに再定義し、これに挑戦し続けることで、お客様をはじめとするステークホルダーの皆様に対して新たな価値を創造してまいります。そして、人々の豊かな生活の実現に向けて、業績のみならず、事業内容や社会への貢献においても総合的に実力を持ち合わせた売上高3,000億円企業（グッドカンパニー）に成長してまいります。

##### [実現に向けた3つの基本戦略]

##### ① コア事業を中心とした規模拡大

樹脂添加剤事業、食品事業を中心にさらなる規模拡大を図り、現在の売上高の倍増を目指してまいります。

##### ② 第3のコア事業の育成

情報・電子化学品事業を早期に現在の3倍程度の売上規模に拡大させコア事業に成長させてまいります。

##### ③ M&Aなどによる新規事業の育成や業容及び領域の拡大

M&A・アライアンスを重要な経営手段として位置付け、積極的に実施してまいります。

## 2)2012年度から2014年度中期経営計画

### ①名称、スローガン

〔中期経営計画名〕 ステップ きんぜん  
S T E P 3 0 0 0

〔スローガン〕 3,000億円への飛躍 ～領域拡大・事業強化～

### ②数値目標

|         | 2014年度<br>(最終年度) | 2016年度<br>(参考) |
|---------|------------------|----------------|
| 連結売上高   | 2,400億円          | 3,000億円        |
| 営業利益    | 170億円            | 240億円          |
| 海外売上高   | 960億円            | 1,500億円        |
| 海外売上高比率 | 40%              | 50%            |

### ③5つの基本方針

#### i. 海外：

- ・グローバルでの生産・販売・調達・開発などの仕組みをより一層強化し、世界各地に展開する海外拠点（12カ国22社）それぞれの競争力を高めます。
- ・特に、伸長著しいアジア市場に対しては、マーケティング機能の強化と現地ニーズに合致した製品の開発に取り組んでいきます。
- ・コア事業の拡大を目指し、樹脂添加剤、食品を中心に需要拡大の見込める地域への進出など、新たな拠点構築に取り組んでいきます。

#### ii. 技術：

- ・基盤・コア技術の深耕により、さらなる研究開発力の強化・充実に図り、世界で通用する新製品の開発を推進していきます。特に、新規事業創出において注力する分野を「ライフサイエンス」と「環境・エネルギー」とし業容の拡大を図っていきます。

#### iii. 価値創造：

- ・技術力のみならずマーケティング力のさらなる強化を図り、より一層のソリューション提供に努め、より良い社会の実現に貢献していきます。

#### iv. 投資：

- ・国内外の設備投資やM&Aなど、コア事業・成長事業の業容及び領域の拡大や新規事業の創出を目的とした積極的投資を実行します。
- ・2014年度までの投資総額は約600億円を計画しています。

v. 人 財：

- ・最大の経営資源である人財を強化・育成することを最重要課題ととらえ、グローバル人財、高度な専門性を持った人財の育成と拡充を図り、ビジョン実現に向けた組織・人財戦略を推進していきます。

また、当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンスの推進、震災・災害を踏まえたリスクマネジメント体制の再構築・強化、環境保全・品質安全の徹底などを通して、企業の社会的責任を果たしていくとともにステークホルダーの皆様の期待に応え、本業を通じた社会貢献を基本としたCSR経営に取り組んでまいります。

(2) 対処すべき課題

世界経済は、米国が住宅市場の回復などにより、景気に力強さが加わってきたものの、財政問題の下押しリスクが懸念され、またこれまで牽引してきた中国をはじめとする新興国経済の伸びが鈍化しつつあり、加えて欧州圏の景気後退が鮮明になってきたことなどにより、予断を許さない状況が続くものと予想されております。

日本経済は、昨年12月の政権交代以降、新たな経済・金融政策への期待感から、過度な円高の是正、株価の持ち直しが進行し、景気回復に対する期待と消費者マインドの改善の機運が徐々に高まりつつありますが、实体经济への反映には今しばらくの時間を要するものと見込まれております。

当社グループの主要対象分野の動向は、自動車関連分野では生産活動の緩やかな回復が期待され、比較的堅調に推移するものと見込まれております。IT・デジタル家電分野ではスマートフォン関連市場についてはアジアなどの新興国向けに需要は拡大するものと見込まれておりますが、パソコンや薄型テレビの販売不振や業界再編などの影響もあり、不透明な状況にあります。製パン・製菓関連分野では、国内需要は比較的安定しているものの、円安による原材料価格の高騰もあり、厳しい事業環境が続くと見込まれております。

このような状況のなか、2013年度は中期経営計画(2012年度から2014年度の3ヶ年計画)の2年目の年であり、創立100周年にあたる2016年度のありたい姿として策定した中長期的な経営ビジョン「売上高3,000億円のグッドカンパニー」を達成するための重要な年と位置付けております。そのためにも、中期経営計画の5つの方針である「海外」「技術」「価値創造」「投資」「人財」を柱に、事業領域の拡大・強化に向け取り組みを進めることにより、第152期の通期業績予想の達成を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒今後も変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 5. 財産及び損益の状況の推移

| 区 分          | 2009年 度 期<br>第 148 期 | 2010年 度 期<br>第 149 期 | 2011年 度 期<br>第 150 期 | 2012年 度 期<br>第 151 期<br>( 当 期 ) |
|--------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(百万円)   | 159,997              | 178,198              | 170,817              | 184,885                         |
| 経 常 利 益(百万円) | 10,270               | 14,374               | 8,628                | 11,324                          |
| 当期純利益(百万円)   | 6,788                | 6,921                | 3,797                | 7,616                           |
| 1株当たり当期純利益   | 65円73銭               | 67円01銭               | 36円76銭               | 73円74銭                          |
| 総 資 産(百万円)   | 203,208              | 207,779              | 210,766              | 222,604                         |
| 純 資 産(百万円)   | 123,159              | 126,784              | 128,600              | 137,227                         |

(注) 1株当たり当期純利益の算出は、期中平均発行済株式数によっております。

## 6. 主要な事業内容 (2013年3月31日現在)

| 事 業          | 主 要 製 品                                                                                               |                                                                                       |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 化 学 品<br>事 業 | 情報・<br>電 子<br>化 学 品                                                                                   | 高純度半導体材料、電子回路基板エッチング装置及び薬剤、光硬化樹脂、<br>光記録材料、画像材料、その他                                   |
|              | 機 能<br>化 学 品                                                                                          | ポリオレフィン用添加剤、塩比用安定剤・可塑剤、難燃剤、エポキシ樹<br>脂、ポリウレタン原料、水系樹脂、界面活性剤、潤滑油添加剤、厨房用<br>洗浄剤、化粧品材料、その他 |
|              | 基 礎<br>化 学 品                                                                                          | プロピレングリコール類、過酸化水素及び誘導品、工業用油脂誘導品、<br>水膨張性シール材、か性ソーダ、珪酸ソーダ、その他                          |
| 食 品 事 業      | マーガリン類、ショートニング、チョコレート用油脂、フライ・調理用<br>油脂、ホイップクリーム、濃縮乳タイプクリーム、フィリング類、冷凍<br>パイ生地、マヨネーズ・ドレッシング、機能的食品素材、その他 |                                                                                       |
| そ の 他 の 事 業  | 設備プラントの設計、工事及び工事管理、設備メンテナンス、物流業、<br>倉庫業、車輛等リース、不動産業、保険代理業、その他                                         |                                                                                       |

## 7. 重要な子会社等の状況

### (1) 重要な子会社の状況

| 会社名                                              | 資本金<br>(百万円) | 出資比率<br>(%)          | 主要な事業内容                                    |
|--------------------------------------------------|--------------|----------------------|--------------------------------------------|
| ADEKAケミカルプライ株式会社                                 | 104          | 98.04<br>(間接所有3.61)  | 化学製品の販売、金属加工油等の開発、製造、販売                    |
| ADEKAクリーンエイド株式会社                                 | 140          | 100.00               | 業務用厨房用洗剤、工業用洗剤等の開発、販売                      |
| ADEKAファインフーズ株式会社                                 | 50           | 100.00               | マヨネーズ類、油脂加工食品類、魚介類を使用した加工製品の製造、販売          |
| ADEKA総合設備株式会社                                    | 130          | 100.00               | 設備プラントの設計、工事及び工事管理、設備メンテナンス                |
| AMFINE CHEMICAL CORP.<br>(アムファインケミカル)<br>[米国]    | 1,600万USドル   | 60.00                | 樹脂添加剤等の製造、販売                               |
| ADEKA (SINGAPORE) PTE. LTD.<br>(アデカ(シンガポール))     | 800万USドル     | 90.00                | 食用加工油脂、冷凍パイ生地及び関連食品の製造、販売                  |
| オキシラン化学株式会社                                      | 600          | 50.00                | エポキシ系可塑剤等の製造、販売                            |
| ADEKA食品販売株式会社                                    | 42           | 100.00               | 製菓・製パン用食用加工油脂、その他食品原料等の販売                  |
| ADEKA物流株式会社                                      | 50           | 100.00               | 当社物流の総元請、倉庫業、車輛等のリース                       |
| 長江化学股份有限公司 [台湾]                                  | 3,000万NTドル   | 50.00                | 樹脂添加剤及び特殊可塑剤等の販売                           |
| 株式会社ヨンゴ                                          | 18           | 90.69                | 製菓・製パン業務用資材の卸売                             |
| ADEKA KOREA CORP.<br>(アデカ코리아)                    | 150億ウォン      | 100.00               | 化学製品の製造、販売                                 |
| ADEKA (ASIA) PTE. LTD.<br>(アデカ(アジア))<br>[シンガポール] | 80万USドル      | 100.00               | 化学製品の販売                                    |
| ADEKA Europe GmbH<br>(アデカヨーロッパ)<br>[ドイツ]         | 50万ユーロ       | 100.00               | 化学製品の販売                                    |
| 台湾艾迪科精密化学股份有限公司                                  | 2億NTドル       | 100.00               | 液晶パネル関連薬剤の製造、販売、化学製品の輸入販売                  |
| ADEKA PALMAROLE SAS<br>(アデカパルマロール)<br>[フランス]     | 300万ユーロ      | 90.00<br>(間接所有90.00) | 樹脂添加剤の製造、販売                                |
| ADEKAライフクワイエット株式会社                               | 65           | 90.00<br>(間接所有10.00) | 不動産の売買、仲介、管理、損保・生保代理業、OA機器職域販売、ビル・社宅等の管理運営 |

| 会 社 名                                                                   | 資 本 金<br>(百万円)   | 出資比率<br>(%)          | 主要な事業内容                     |
|-------------------------------------------------------------------------|------------------|----------------------|-----------------------------|
| 艾迪科(上海)貿易有限公司<br>[中国]                                                   | 100万USドル         | 100.00               | 化学製品の販売                     |
| 艾迪科精細化工(上海)有限公司<br>[中国]                                                 | 2,050万USドル       | 100.00               | 樹脂添加剤、機能的樹脂、電子材料等の製造、販売     |
| 艾迪科精細化工(常熟)有限公司<br>[中国]                                                 | 2,154万USドル       | 50.00                | 樹脂添加剤の製造、販売                 |
| 上原食品工業株式会社                                                              | 70               | 100.00               | フラワーペースト、餡類及びレトルト調理食品の製造、販売 |
| ADEKA FINE CHEMICAL<br>(THAILAND) CO., LTD.<br>(アデカファインケミカル<br>(タイランド)) | 3億5,000万<br>/パーツ | 81.00                | 化学製品の製造、販売                  |
| 艾迪科食品(常熟)有限公司<br>[中国]                                                   | 1,500万USドル       | 70.00                | 食用油脂、油脂加工食品の製造、販売           |
| AM STABILIZERS CORP.<br>(エーエムスタビライザーズ)<br>[米国]                          | 850万USドル         | 60.00<br>(間接所有60.00) | 樹脂添加剤の製造、販売                 |

(注) 当期に新規設立したAM STABILIZERS CORP.を重要な子会社に含め、連結対象会社としております。

## (2) 重要な関連会社の状況

| 会 社 名       | 資 本 金<br>(百万円) | 出資比率<br>(%) | 主要な事業内容      |
|-------------|----------------|-------------|--------------|
| 日本農薬株式会社    | 10,939         | 24.17       | 農薬等の製造、販売    |
| 株式会社コープクリーン | 80             | 46.88       | 石鹸、洗剤等の開発、販売 |

(注) 当期に鹿島ケミカル株式会社の株式を全株譲渡したことに伴い、重要な関連会社から除外しております。

## 8. 主要な営業所及び工場等 (2013年3月31日現在)

### (1) 当社

|       |                                                                                                |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 営 業 所 | 本 社 (東京都)<br>大 阪 支 社 (大阪府)<br>名 古 屋 支 店 (愛知県) 福 岡 支 店 (福岡県)<br>札 幌 営 業 所 (北海道) 仙 台 営 業 所 (宮城県) |
| 工 場   | 鹿 島 (茨城県) 千 葉 (千葉県)<br>三 重 (三重県) 富 士 (静岡県)<br>明 石 (兵庫県) 相 馬 (福島県)                              |
| 研 究 所 | 東 京 都 埼 玉 県<br>大 阪 府                                                                           |

## (2) 子会社

| 区分     | 会 社 名                                                              | 本 社 所 在 地   |
|--------|--------------------------------------------------------------------|-------------|
| 国<br>内 | ADEKAケミカルサプライ株式会社                                                  | 東 京 都       |
|        | ADEKAクリーンエイド株式会社                                                   | 東 京 都       |
|        | ADEKAファインフーズ株式会社                                                   | 鳥 取 県       |
|        | ADEKA総合設備株式会社                                                      | 東 京 都       |
|        | オキシラン化学株式会社                                                        | 東 京 都       |
|        | ADEKA食品販売株式会社                                                      | 東 京 都       |
|        | ADEKA物流株式会社                                                        | 東 京 都       |
|        | 株式会社ヨンゴー                                                           | 愛 知 県       |
|        | ADEKAライフクリエイト株式会社                                                  | 東 京 都       |
|        | 上原食品工業株式会社                                                         | 東 京 都       |
| 海<br>外 | AMFINE CHEMICAL CORP.<br>(アムファインケミカル)                              | 米 国         |
|        | ADEKA (SINGAPORE) PTE. LTD.<br>(アデカ (シンガポール) )                     | シ ン ガ ポ ー ル |
|        | 長江化学股份有限公司                                                         | 台 湾         |
|        | ADEKA KOREA CORP.<br>(アデカ코리아)                                      | 韓 国         |
|        | ADEKA (ASIA) PTE. LTD.<br>(アデカ (アジア) )                             | シ ン ガ ポ ー ル |
|        | ADEKA Europe GmbH<br>(アデカヨーロッパ)                                    | ド イ ツ       |
|        | 台湾艾迪科精密化学股份有限公司                                                    | 台 湾         |
|        | ADEKA PALMAROLE SAS<br>(アデカパルマロール)                                 | フ ラ ン ス     |
|        | 艾迪科(上海)貿易有限公司                                                      | 中 国         |
|        | 艾迪科精細化工(上海)有限公司                                                    | 中 国         |
|        | 艾迪科精細化工(常熟)有限公司                                                    | 中 国         |
|        | ADEKA FINE CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD.<br>(アデカファインケミカル (タイランド) ) | タ イ         |
|        | 艾迪科食品(常熟)有限公司                                                      | 中 国         |
|        | AM STABILIZERS CORP.<br>(エーエムスタビライザーズ)                             | 米 国         |

## 9. 従業員の状況（2013年3月31日現在）

### (1) 企業集団の従業員の状況

| 事業部門   | 従業員数   | 前期末比増減 |
|--------|--------|--------|
| 化学品事業  | 1,982名 | 92名増   |
| 食品事業   | 689名   | 11名増   |
| その他の事業 | 230名   | 11名増   |
| 全社共通   | 126名   | 7名減    |
| 合計     | 3,027名 | 107名増  |

(注) 従業員数は、就業人員です。

### (2) 当社の従業員の状況

| 区分 | 従業員数   | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----|--------|--------|-------|--------|
| 男性 | 1,316名 | 4名増    | 38.7歳 | 15.8年  |
| 女性 | 207名   | 1名増    | 35.3歳 | 12.9年  |
| 合計 | 1,523名 | 5名増    | 38.3歳 | 15.4年  |

(注) 上表に記載されている人数のほか、出向社員90名が在籍しております。

## 10. 主要な借入先（2013年3月31日現在）

### (1) 企業集団の借入先の状況

| 借入先             | 借入額（百万円） |
|-----------------|----------|
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 5,324    |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行   | 3,787    |
| 株式会社みずほ銀行       | 3,215    |
| 農林中央金庫          | 2,244    |
| 朝日生命保険相互会社      | 2,000    |
| 株式会社日本政策投資銀行    | 2,000    |
| 三井住友信託銀行株式会社    | 1,307    |
| 株式会社三井住友銀行      | 1,000    |

### (2) 当社の借入先の状況

| 借入先             | 借入額（百万円） |
|-----------------|----------|
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 2,350    |
| 朝日生命保険相互会社      | 2,000    |
| 株式会社日本政策投資銀行    | 2,000    |
| 農林中央金庫          | 1,800    |
| 三井住友信託銀行株式会社    | 950      |
| 株式会社りそな銀行       | 700      |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行   | 650      |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社   | 650      |

## Ⅱ. 会社の現況

### 1. 株式の状況 (2013年3月31日現在)

- (1) 発行済株式の総数 103,651,442株  
(2) 株主数 7,092名  
(3) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                                   | 持 株 数 ( 千 株 ) | 持 株 比 率 ( % ) |
|---------------------------------------------------------|---------------|---------------|
| ※日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)                             | 6,860         | 6.63          |
| 朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社                                     | 4,769         | 4.61          |
| ※日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                               | 4,115         | 3.98          |
| ※みずほ信託銀行株式会社退職給付信託<br>みずほ銀行口再信託受託者資産管理サー<br>ビス信託銀行株式会社  | 3,581         | 3.46          |
| ※日本トラスティ・サービス信託銀行株<br>式会社 (信託口9)                        | 3,206         | 3.10          |
| 全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会                               | 2,687         | 2.60          |
| A D E K A 取 引 先 持 株 会                                   | 2,455         | 2.37          |
| 農 林 中 央 金 庫                                             | 2,244         | 2.17          |
| 東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社                             | 1,801         | 1.74          |
| ノーザン トラスト カンパニー (エイブ<br>イエフシー) サブ アカウント アメリ<br>カ クライアント | 1,788         | 1.73          |

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (172,493株) を控除して計算しております。  
2. ※の信託銀行の当社株式の持株数には信託業務に係る株式数が含まれております。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                       |
|-----------|---------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長   | 櫻 井 邦 彦 | 日本農薬株式会社 社外取締役                                                                     |
| 代表取締役社長   | 郡 昭 夫   |                                                                                    |
| 取 締 役     | 世良田 博 史 | 常務執行役員 化学品営業本部長<br>艾迪科（上海）貿易有限公司 董事長<br>艾迪科精細化工（上海）有限公司 董事長<br>台湾艾迪科精密化学股份有限公司 董事長 |
| 取 締 役     | 森 尾 和 彦 | 常務執行役員 研究開発本部長                                                                     |
| 取 締 役     | 飯 尾 卓 美 | 常務執行役員 生産本部長                                                                       |
| 取 締 役     | 百 瀬 昭   | 常務執行役員 経営企画部長 兼 秘書室、<br>法務・広報部、購買・物流部担当 兼<br>コンプライアンス推進委員長                         |
| 取 締 役     | 富 安 治 彦 | 執行役員 人事部、財務・経理部、情報シス<br>テム部担当 兼 内部統制推進委員長<br>日本農薬株式会社 社外監査役                        |
| 取 締 役     | 辻 本 光   | 執行役員 食品本部長 兼<br>東アジア食品事業プロジェクトチームリーダー<br>艾迪科食品（常熟）有限公司 董事長                         |
| 取 締 役     | 北 條 修 司 | 執行役員 樹脂添加剤本部長<br>オキシラン化学株式会社 代表取締役社長                                               |
| 取 締 役（社外） | 永 井 和 之 | 中央大学法学部教授<br>弁護士                                                                   |
| 常 勤 監 査 役 | 木 内 慎 一 |                                                                                    |
| 常 勤 監 査 役 | 柴 田 良 平 |                                                                                    |
| 監 査 役（社外） | 奥 山 章 雄 | 公認会計士<br>日本製粉株式会社 社外監査役                                                            |
| 監 査 役（社外） | 竹 村 葉 子 | 弁護士<br>株式会社ワコールホールディングス 社外監査役                                                      |
| 監 査 役（社外） | 佐 藤 美 樹 | 朝日生命保険相互会社 代表取締役社長<br>横浜ゴム株式会社 社外監査役<br>富士電機株式会社 社外監査役                             |

(注) 1. 取締役永井和之氏は、社外取締役であります。

2. 監査役奥山章雄氏、竹村葉子氏及び佐藤美樹氏は、社外監査役であります。

3. 監査役木内慎一氏は、長年、財務・経理に携わってきた経歴・実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役柴田良平氏は、執行役員として、長年にわたりスタッフ部門全般の業務執行を担当し、当社の業務全般に精通しており、監査役のサポート業務や子会社での監査役経験を有するなど、監査業務に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役奥山章雄氏は、公認会計士として長年の実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役竹村葉子氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役佐藤美樹氏は、金融機関の代表取締役を務めており、企業経営全般、ならびに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2012年6月22日開催の第150回定時株主総会終結の時をもって、取締役春名徹氏及び監査役藤田讓氏は任期満了により退任いたしました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

|     |     |        |
|-----|-----|--------|
| 取締役 | 11名 | 250百万円 |
| 監査役 | 6名  | 54百万円  |

- (注) 1. 上記には、2012年6月22日開催の第150回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名分及び監査役1名分を含んでおります。
2. 取締役の報酬額には、使用人分の給与を含んでおりません。
3. 役員報酬は、2008年6月23日開催の第146回定時株主総会において取締役の報酬額を年額3億36百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）、監査役の報酬額を年額70百万円以内とご決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

佐藤監査役：朝日生命保険相互会社 代表取締役社長

上記の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

### ②他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

奥山監査役：日本製粉株式会社 社外監査役

竹村監査役：株式会社ワコールホールディングス 社外監査役

佐藤監査役：横浜ゴム株式会社 社外監査役

富士電機株式会社 社外監査役

上記の兼職先と当社との間には、いずれも特別の関係はありません。

### ③当期中の取締役会・監査役会での活動状況

永井取締役：当期中に開催した17回（定時12回、臨時5回）の取締役会のうち、定時12回、臨時5回の合計17回出席し、経験豊富な経営の観点及び会社法に関する専門的な立場から適宜質問するとともに意見を述べております。

奥山監査役：当期中に開催した17回（定時12回、臨時5回）の取締役会のうち、定時12回、臨時5回の合計17回出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的な見地から適宜質問するとともに意見を述べております。また、当期中に開催した6回の監査役会のうち、6回出席し、社外者としての公正・客観的な立場から意見を述べ、議論を行っております。

竹村監査役：当期中に開催した17回（定時12回、臨時5回）の取締役会のうち、定時11回、臨時5回の合計16回出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的な見地から適宜質問するとともに意見を述べております。また、当期中に開催した6回の監査役会のうち、6回出席し、社外者としての公正・客観的な立場から意見を述べ、議論を行っております。

佐藤監査役：同氏の就任後に開催された13回（定時9回、臨時4回）の取締役会のうち、定時7回、臨時4回の合計11回出席し、経験豊富な経営の観点から適宜質問するとともに意見を述べております。また、同氏の就任後に開催された4回の監査役会のうち、4回出席し、社外者としての公正・客観的な立場から意見を述べ、議論を行っております。

### ④責任限定契約の内容の概要

当社と永井取締役、奥山監査役、竹村監査役及び佐藤監査役との間で、善意でかつ重大な過失がない場合、損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。

### ⑤社外役員に対する報酬等の総額

|      |    |       |
|------|----|-------|
| 社外役員 | 5名 | 18百万円 |
|------|----|-------|

（注）上記には、2012年6月22日開催の第150回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名分を含んでおります。

なお、当社は、永井取締役、奥山監査役、竹村監査役及び佐藤監査役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### 3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額

64百万円

(注)当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

64百万円

なお、当社子会社オキシラン化学株式会社は、監査法人日本橋事務所  
の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由をご報告いたします。

# 連結貸借対照表

(2013年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額            | 科 目                    | 金 額            |
|--------------------|----------------|------------------------|----------------|
| (資 産 の 部)          |                | (負 債 の 部)              |                |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>116,293</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>55,099</b>  |
| 現金及び預金             | 28,311         | 支払手形及び買掛金              | 32,535         |
| 受取手形及び売掛金          | 39,839         | 短期借入金                  | 13,476         |
| 有価証券               | 7,230          | リース債務                  | 308            |
| 商品及び製品             | 17,095         | 未払費用                   | 2,544          |
| 仕掛品                | 4,282          | 未払法人税等                 | 1,700          |
| 原材料及び貯蔵品           | 13,473         | 賞与引当金                  | 1,948          |
| 繰延税金資産             | 1,806          | 役員賞与引当金                | 48             |
| その他                | 4,560          | その他                    | 2,536          |
| 貸倒引当金              | △307           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>30,277</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>106,311</b> | 長期借入金                  | 13,377         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>71,983</b>  | リース債務                  | 926            |
| 建物及び構築物            | 20,677         | 繰延税金負債                 | 546            |
| 機械装置及び運搬具          | 22,761         | 再評価に係る繰延税金負債           | 4,021          |
| 土地                 | 20,800         | 退職給付引当金                | 9,400          |
| リース資産              | 1,160          | 役員退職慰労引当金              | 106            |
| 建設仮勘定              | 2,517          | その他                    | 1,897          |
| その他                | 4,065          | <b>負 債 合 計</b>         | <b>85,376</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>3,471</b>   | (純 資 産 の 部)            |                |
| のれん                | 245            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>128,260</b> |
| ソフトウェア             | 1,721          | 資本金                    | 22,899         |
| リース資産              | 111            | 資本剰余金                  | 19,925         |
| その他                | 1,393          | 利益剰余金                  | 85,660         |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>30,856</b>  | 自己株式                   | △224           |
| 投資有価証券             | 24,429         | <b>その他の包括利益累計額</b>     | <b>4,819</b>   |
| その他の投資             | 2,759          | その他有価証券評価差額金           | 1,868          |
| 繰延税金資産             | 2,755          | 土地再評価差額金               | 3,697          |
| その他                | 1,245          | 為替換算調整勘定               | △746           |
| 貸倒引当金              | △333           | <b>少 数 株 主 持 分</b>     | <b>4,147</b>   |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>222,604</b> | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>137,227</b> |
|                    |                | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>222,604</b> |

(注) 単位百万円未満は、切り捨てております。

# 連結損益計算書

(自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目                         | 金 額   |         |
|-----------------------------|-------|---------|
| 売 上 高                       |       | 184,885 |
| 売 上 原 価                     |       | 146,331 |
| 売 上 総 利 益                   |       | 38,553  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |       | 28,698  |
| 営 業 利 益                     |       | 9,855   |
| 営 業 外 収 益                   |       |         |
| 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金       | 433   |         |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益         | 883   |         |
| 為 替 差 益                     | 490   |         |
| そ の 他                       | 580   | 2,388   |
| 営 業 外 費 用                   |       |         |
| 支 払 利 息                     | 414   |         |
| そ の 他                       | 505   | 919     |
| 経 常 利 益                     |       | 11,324  |
| 特 別 損 失                     |       |         |
| 固 定 資 産 廃 棄 損               | 317   |         |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損           | 74    |         |
| 合 弁 撤 退 関 連 損 失             | 143   | 535     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |       | 10,788  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 2,921 |         |
| 法 人 税 等 調 整 額               | △27   | 2,894   |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |       | 7,894   |
| 少 数 株 主 利 益                 |       | 277     |
| 当 期 純 利 益                   |       | 7,616   |

(注) 単位百万円未満は、切り捨てております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |        |        |         |         |
|-------------------------------|---------|--------|--------|---------|---------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計  |
| 2012年4月1日 残高                  | 22,899  | 19,925 | 80,225 | △224    | 122,826 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |        |        |         |         |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |        | △2,276 |         | △2,276  |
| 当 期 純 利 益                     |         |        | 7,616  |         | 7,616   |
| 土地再評価差額金の取崩                   |         |        | 94     |         | 94      |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |        |        | △0      | △0      |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |        |        |         |         |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —       | —      | 5,434  | △0      | 5,434   |
| 2013年3月31日 残高                 | 22,899  | 19,925 | 85,660 | △224    | 128,260 |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                |                    |                   | 少数株主持分 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|-----------------------|----------------|--------------------|-------------------|--------|-----------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金      | 土地再評価<br>差 額 金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | その他の包括<br>利益累計額合計 |        |           |
| 2012年4月1日 残高                  | 984                   | 3,791          | △2,353             | 2,422             | 3,351  | 128,600   |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |                |                    |                   |        |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                       |                |                    |                   |        | △2,276    |
| 当 期 純 利 益                     |                       |                |                    |                   |        | 7,616     |
| 土地再評価差額金の取崩                   |                       |                |                    |                   |        | 94        |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                       |                |                    |                   |        | △0        |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 883                   | △94            | 1,607              | 2,396             | 796    | 3,193     |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 883                   | △94            | 1,607              | 2,396             | 796    | 8,627     |
| 2013年3月31日 残高                 | 1,868                 | 3,697          | △746               | 4,819             | 4,147  | 137,227   |

(注) 単位百万円未満は、切り捨てております。

# 貸借対照表

(2013年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目<br>(資産の部)   | 金 額            | 科 目<br>(負債の部)   | 金 額            |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>81,531</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>33,765</b>  |
| 現金及び預金          | 17,270         | 支払手形            | 1,976          |
| 受取手形            | 3,003          | 買掛金             | 18,872         |
| 売掛金             | 24,841         | 短期借入金           | 4,000          |
| 有価証券            | 7,230          | 1年内返済予定の長期借入金   | 0              |
| 商品及び製品          | 9,688          | リース債務           | 91             |
| 仕掛品             | 3,928          | 未払金             | 2,498          |
| 原料及び貯蔵品         | 9,734          | 未払費用            | 3,141          |
| 前払費用            | 158            | 未払法人税等          | 1,174          |
| 繰延税金資産          | 1,147          | 預り金             | 1              |
| 未収入金            | 1,958          | 賞与引当金           | 1,484          |
| その他の金           | 2,604          | 役員賞与引当金         | 30             |
| 貸倒引当金           | △34            | 設備支払手形          | 182            |
| <b>固定資産</b>     | <b>89,767</b>  | その他の            | 311            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>57,311</b>  | <b>固定負債</b>     | <b>23,376</b>  |
| 建物              | 13,735         | 長期借入金           | 9,005          |
| 構築物             | 1,990          | リース債務           | 311            |
| 機械装置            | 17,891         | 再評価に係る繰延税金負債    | 4,021          |
| 車両運搬具           | 38             | 退職給付引当金         | 8,270          |
| 工具、器具及び備品       | 2,755          | 資産除去債務          | 112            |
| 土地              | 18,273         | 長期預り金           | 1,605          |
| リース資産           | 362            | 長期未払金           | 49             |
| 建設仮勘定           | 2,265          | <b>負債合計</b>     | <b>57,141</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,437</b>   | <b>(純資産の部)</b>  |                |
| 諸権利             | 644            | <b>株主資本</b>     | <b>108,767</b> |
| 設備利用権           | 135            | 資本金             | 22,899         |
| ソフトウェア          | 1,593          | 資本剰余金           | 19,925         |
| リース資産           | 10             | 資本準備金           | 19,925         |
| ソフトウェア仮勘定       | 53             | 利益剰余金           | 66,109         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>30,018</b>  | 利益準備金           | 1,096          |
| 投資有価証券          | 11,943         | その他利益剰余金        | 65,013         |
| 関係会社株式          | 9,363          | 配当準備積立金         | 90             |
| 関係会社出資金         | 3,591          | 固定資産圧縮積立金       | 173            |
| 長期貸付金           | 2,847          | 別途積立金           | 51,241         |
| 長期未収入金          | 121            | 繰越利益剰余金         | 13,508         |
| 長期前払費用          | 113            | <b>自己株式</b>     | <b>△167</b>    |
| 繰延税金資産          | 2,203          | <b>評価・換算差額等</b> | <b>5,390</b>   |
| その他の            | 1,426          | その他有価証券評価差額金    | 1,693          |
| 貸倒引当金           | △1,592         | 土地再評価差額金        | 3,697          |
| <b>資産合計</b>     | <b>171,299</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>114,157</b> |
|                 |                | <b>負債・純資産合計</b> | <b>171,299</b> |

(注) 単位百万円未満は、切り捨てております。

# 損 益 計 算 書

(自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額   |         |
|-------------------------|-------|---------|
| 売 上 高                   |       | 113,341 |
| 売 上 原 価                 |       | 87,010  |
| 売 上 総 利 益               |       | 26,331  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |       | 20,159  |
| 営 業 利 益                 |       | 6,171   |
| 営 業 外 収 益               |       |         |
| 受 取 利 息                 | 93    |         |
| 受 取 配 当 金               | 1,203 |         |
| 為 替 差 益                 | 294   |         |
| 雑 収 入                   | 639   | 2,231   |
| 営 業 外 費 用               |       |         |
| 支 払 利 息                 | 162   |         |
| 出 向 者 差 額               | 457   |         |
| 雑 損 失                   | 369   | 989     |
| 経 常 利 益                 |       | 7,413   |
| 特 別 損 失                 |       |         |
| 固 定 資 産 廃 棄 損           | 286   |         |
| 固 定 資 産 売 却 損           | 21    |         |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 71    |         |
| 合 弁 撤 退 関 連 損 失         | 378   |         |
| そ の 他 の 投 資 評 価 損       | 0     | 757     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |       | 6,656   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,872 |         |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 36    | 1,908   |
| 当 期 純 利 益               |       | 4,747   |

(注) 単位百万円未満は、切り捨てております。

# 株主資本等変動計算書

(自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)

(単位：百万円)

|                                 | 株 主 資 本 |           |              |       |             |               |          |            |               |              | 自己株式    | 株主資本<br>合 計 |
|---------------------------------|---------|-----------|--------------|-------|-------------|---------------|----------|------------|---------------|--------------|---------|-------------|
|                                 | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              |       | 利 益 剰 余 金   |               |          |            |               |              |         |             |
|                                 |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金 | その他利益剰余金    |               |          |            |               |              |         |             |
|                                 |         |           |              |       | 配当準備<br>積立金 | 固定資産<br>圧縮積立金 | 別<br>積立金 | 途<br>剩 余 金 | 繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |         |             |
| 2012年4月1日 残高                    | 22,899  | 19,925    | 19,925       | 1,096 | 90          | 179           | 51,241   | 10,937     | 63,543        | △167         | 106,201 |             |
| 事業年度中の変動額                       |         |           |              |       |             |               |          |            |               |              |         |             |
| 剰余金の配当                          |         |           |              |       |             |               |          | △2,276     | △2,276        |              | △2,276  |             |
| 圧縮積立金の取崩                        |         |           |              |       |             | △6            |          | 6          | —             |              | —       |             |
| 当期純利益                           |         |           |              |       |             |               |          | 4,747      | 4,747         |              | 4,747   |             |
| 自己株式の取得                         |         |           |              |       |             |               |          |            |               | △0           | △0      |             |
| 土地再評価差額金の取崩                     |         |           |              |       |             |               |          |            | 94            | 94           | 94      |             |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中の<br>変動額（純額） |         |           |              |       |             |               |          |            |               |              |         |             |
| 事業年度中の変動額合計                     | —       | —         | —            | —     | —           | △6            | —        | 2,571      | 2,565         | △0           | 2,565   |             |
| 2013年3月31日 残高                   | 22,899  | 19,925    | 19,925       | 1,096 | 90          | 173           | 51,241   | 13,508     | 66,109        | △167         | 108,767 |             |

|                                 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            |                 |                     | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------|----------------------------|-----------------|---------------------|-----------|
|                                 | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |           |
| 2012年4月1日 残高                    | 950                        |                 | 3,791               | 110,943   |
| 事業年度中の変動額                       |                            |                 |                     |           |
| 剰余金の配当                          |                            |                 |                     | △2,276    |
| 圧縮積立金の取崩                        |                            |                 |                     | —         |
| 当期純利益                           |                            |                 |                     | 4,747     |
| 自己株式の取得                         |                            |                 |                     | △0        |
| 土地再評価差額金の取崩                     |                            |                 |                     | 94        |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中の<br>変動額（純額） | 742                        |                 | △94                 | 648       |
| 事業年度中の変動額合計                     | 742                        |                 | △94                 | 3,213     |
| 2013年3月31日 残高                   | 1,693                      |                 | 3,697               | 114,157   |

(注) 単位百万円未満は、切り捨てております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月15日

株式会社 A D E K A

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 栄司 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 達也 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社A D E K Aの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社A D E K A及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年 5月15日

株式会社 A D E K A

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 栄司 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 達也 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社A D E K Aの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第151期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2012年4月1日から2013年3月31日までの第151期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2013年5月16日

株式会社A D E K A 監査役会

|            |   |   |   |   |   |
|------------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役      | 木 | 内 | 慎 | 一 | Ⓜ |
| 常勤監査役      | 柴 | 田 | 良 | 平 | Ⓜ |
| 監査役(社外監査役) | 奥 | 山 | 章 | 雄 | Ⓜ |
| 監査役(社外監査役) | 竹 | 村 | 葉 | 子 | Ⓜ |
| 監査役(社外監査役) | 佐 | 藤 | 美 | 樹 | Ⓜ |

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

<期末配当に関する事項>

当社は、財務体質と経営基盤の強化・拡充を図りながら、財務状況と業績等を勘案して、株主に対する適正な利益の還元を行うことを基本方針として、配当金額を決定しております。この配当政策に基づき慎重に検討しました結果、第151期の期末配当金につきましては、当期の業績ならびに経営基盤の強化と今後の事業展開を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金11円（総額1,138,268,439円）

なお、中間配当金11円を加えた当期の年間配当金は、1株につき22円（前期の年間配当金は1株当たり22円）となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2013年6月24日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社及び子会社の今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的の追加を行うとともに、一部字句の修正を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （目 的）<br>第 2 条 当社は、下記の業務を営むことを目的とする。<br>（1）～（3） 条文省略<br>（4）清涼飲料、乳製品類及び加工食品<br><br>（5） 条文省略<br>（6）有機合成品その他の化学工業品、工業薬品、医薬品及び化粧品<br><br>（7）電子部品及び電子部品材料<br><br>（8）土木建築材料<br>（9）農畜水産物並びに飼料及び肥料<br><br>（10）産業廃棄物の処理並びにその再生品<br>（11）～（18） 条文省略 | （目 的）<br>第 2 条 当社は、下記の業務を営むことを目的とする。<br>（1）～（3） 現行どおり<br>（4）清涼飲料、乳製品類及び加工食品の製造販売<br>（5） 現行どおり<br>（6）有機合成品その他の化学工業品、工業薬品、医薬品、 <u>医薬部外品、医療機器及び化粧品の製造販売</u><br>（7）電子部品及び電子部品材料の製造販売<br>（8）土木建築材料の製造販売<br>（9）農畜水産物並びに飼料及び肥料の製造販売<br>（10）産業廃棄物の処理及びその再生品の販売<br>（11）～（18） 現行どおり |

### 第3号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（10名）の任期が満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式の数 |
|-------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | こおり あき お夫<br>郡 昭 夫<br>(1948年12月21日生)   | 1971年4月 当社入社<br>2003年6月 当社食品企画部長<br>2005年6月 当社執行役員食品企画部長<br>2007年6月 当社執行役員食品本部副本部長兼食品企画部長<br>2008年6月 当社取締役兼執行役員食品本部長兼中国食品事業推進部長<br>2010年6月 当社取締役兼常務執行役員経営企画部長兼設備投資委員長<br>2012年6月 当社代表取締役社長<br>現在に至る                                                                                    | 23,300株     |
| 2     | せら た ひろ し<br>世良田 博 史<br>(1948年10月12日生) | 1974年6月 当社入社<br>1997年6月 当社油剤営業部長<br>2001年12月 阿洒旭電化（上海）有限公司（現艾迪科（上海）貿易有限公司） 董事長<br>現在に至る<br>2007年3月 艾迪科精細化工（上海）有限公司 董事長<br>現在に至る<br>2007年6月 当社執行役員第一化学品営業本部副本部長兼油剤営業部長<br>2008年6月 当社取締役兼執行役員第一化学品営業本部長<br>2010年4月 台湾艾迪科精密化学股份有限公司 董事長<br>現在に至る<br>2010年6月 当社取締役兼常務執行役員化学品営業本部長<br>現在に至る | 12,900株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式の数 |
|-------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3     | もり お かず ひこ<br>森 尾 和 彦<br>(1947年9月14日生) | 1977年1月 当社入社<br>2004年6月 当社執行役員総合企画部海外<br>事業推進室長<br>2008年6月 当社執行役員総合企画部長<br>2009年6月 当社取締役兼執行役員経営企<br>画部長<br>2010年6月 当社取締役兼執行役員研究開<br>発本部長<br>2011年6月 当社取締役兼常務執行役員研<br>究開発本部長<br>現在に至る                                                                                                                         | 14,500株     |
| 4     | いい お たく み<br>飯 尾 卓 美<br>(1948年1月2日生)   | 1970年4月 アデカ・アーガス化学株式会<br>社入社<br>1990年10月 当社入社<br>1999年7月 当社三重工場長<br>2002年6月 当社千葉工場長<br>2004年3月 AMFINE CHEMICAL CORP. 代表<br>取締役社長<br>2007年6月 当社執行役員技術部長<br>2009年6月 当社取締役兼執行役員生産本<br>部長兼環境・安全対策本部長<br>2010年10月 当社取締役兼執行役員生産本<br>部長兼環境・安全対策本部長<br>兼技術部長<br>2011年6月 当社取締役兼常務執行役員生<br>産本部長<br>現在に至る               | 10,400株     |
| 5     | もち せ あきら<br>百 瀬 昭<br>(1948年6月18日生)     | 1974年6月 当社入社<br>2002年4月 当社基礎化学品営業部長<br>2003年4月 当社汎用化学品営業部長<br>2006年6月 当社執行役員大阪支社長<br>2009年6月 当社取締役兼執行役員人事部<br>担当兼購買・物流部長兼コン<br>プライアンス推進委員長<br>2010年10月 当社取締役兼執行役員秘書<br>室、人事部、購買・物流部、<br>新規事業推進室担当兼コンプ<br>ライアンス推進委員長<br>2012年6月 当社取締役兼常務執行役員<br>経営企画部長兼<br>秘書室、法務・広報部、購<br>買・物流部担当兼コンプライ<br>アンス推進委員長<br>現在に至る | 22,400株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式の数 |
|-------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 6     | とみ やす はる ひこ<br>富 安 治 彦<br>(1956年7月7日生) | 1979年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行<br>2005年7月 株式会社みずほ銀行管理部部長<br>2007年6月 当社監査役<br>2009年6月 当社監査役退任 当社取締役兼執行役員法務・広報部、財務・経理部担当兼内部統制推進委員長<br>2009年12月 日本農業株式会社社外監査役現在に至る<br>2010年6月 当社取締役兼執行役員法務・広報部、財務・経理部、情報システム部担当兼内部統制推進委員長<br>2012年6月 当社取締役兼執行役員人事部、財務・経理部、情報システム部担当兼内部統制推進委員長現在に至る | 10,000株     |
| 7     | つじ もと ひかる<br>辻 本 光<br>(1951年1月14日生)    | 1975年4月 当社入社<br>2007年6月 当社名古屋支店長<br>2009年6月 当社執行役員大阪支社長<br>2010年6月 当社取締役兼執行役員食品本部長<br>現在に至る<br>2010年12月 当社東アジア食品事業プロジェクトチームリーダー<br>現在に至る<br>2011年6月 艾迪科食品（常熟）有限公司<br>董事長<br>現在に至る                                                                                                          | 11,200株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位及び担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                               | 所有する当社の株式の数 |
|-------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 8     | 北 條 修 司<br>(1950年4月24日生)  | 1974年4月 当社入社<br>2007年4月 当社樹脂添加剤営業部長<br>2009年6月 当社執行役員樹脂添加剤営業部長<br>2011年6月 当社取締役兼執行役員樹脂添加剤本部長<br>現在に至る<br>オキシラン化学株式会社代表取締役社長<br>現在に至る                                          | 13,200株     |
| 9     | ※ 矢 島 明 政<br>(1953年1月1日生) | 1987年4月 当社入社<br>2006年6月 当社電子材料開発研究所長<br>2009年6月 当社執行役員電子材料開発研究所長<br>2009年9月 当社執行役員研究企画部長<br>現在に至る<br>2011年6月 株式会社東京環境測定センター代表取締役社長<br>現在に至る                                   | 9,000株      |
| 10    | 永 井 和 之<br>(1945年9月24日生)  | 1981年4月 中央大学法学部教授(会社法)<br>現在に至る<br>1999年11月～2003年10月 中央大学法学部長<br>2004年5月 弁護士登録<br>現在に至る<br>2005年11月～2011年11月 中央大学学長<br>2005年12月～2011年11月 中央大学総長<br>2010年6月 当社取締役(社外)<br>現在に至る | 0株          |

(注) 1. ※は新任の候補者であります。

2. 取締役候補者世良田博史氏は、艾迪科(上海)貿易有限公司の董事長、艾迪科精細化工(上海)有限公司の董事長及び台湾艾迪科精密化学股份有限公司の董事長を兼務しております。当社と艾迪科(上海)貿易有限公司との間には製品の売買の取引関係があります。また、当社と艾迪科精細化工(上海)有限公司及び台湾艾迪科精密化学股份有限公司との間には製品の売買、債務保証、技術ライセンスの取引関係があります。
3. 取締役候補者辻本光氏は、艾迪科食品(常熟)有限公司の董事長を兼務しており、当社と同社との間には製品の売買、債務保証、技術ライセンスの取引関係があります。
4. 取締役候補者北條修司氏は、オキシラン化学株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社と同社との間には製品の売買の取引関係があります。
5. 当社と他の候補者との間には、特別の利害関係はありません。

6. 取締役候補者永井和之氏は、社外取締役候補者であります。

(1) 就任後の在任年数

永井和之氏の在任年数は、当社の社外取締役に就任後、本総会終結の時をもって3年であります。

(2) 社外取締役候補者とした理由について

永井和之氏は、長年、大学の法学部で商法（会社法）の教鞭を取り、弁護士資格も有しています。同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、総長・学長として大学の経営に携わった豊富な実務経験と高度な専門知識を活かして、当社の経営全般に助言をいただくことができると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(3) 社外取締役候補者が就任している他の会社における法令・定款違反、不当な業務執行該当事項はありません。

(4) 社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は、定款第25条において、社外取締役との間で、善意かつ重大な過失がない場合、損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。永井和之氏の再任が承認された場合には、社外取締役の損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を継続する予定であります。

7. 当社は、永井和之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役奥山章雄氏の任期が満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位<br>及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式の数 |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| おく やま あき お<br>奥 山 章 雄<br>(1944年10月10日生) | 1968年4月 監査法人中央会計事務所入所<br>1971年3月 公認会計士登録<br>1983年3月 監査法人中央会計事務所代表社員<br>2001年7月 日本公認会計士協会会長<br>2005年5月 中央青山監査法人理事長<br>2006年4月 早稲田大学大学院会計研究科客員教授<br>2007年2月 奥山会計事務所所長<br>現在に至る<br>2009年6月 当社社外監査役<br>現在に至る<br>2010年6月 日本製粉株式会社 社外監査役<br>現在に至る | 0株          |

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 監査役候補者奥山章雄氏は社外監査役候補者であります。

(1) 就任後の在任年数

奥山章雄氏の在任年数は、当社の監査役に就任後、本総会終結の時をもって4年であります。

(2) 社外監査役候補者とした理由について

公認会計士としての高い専門知識を活かし、当社の経営全般に対する監査機能を十分発揮していただくことを期待し、同氏を社外監査役候補者といたしました。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として会社財務・法務に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(3) 社外監査役候補者が就任している他の会社における法令・定款違反、不正な業務執行該当事項はありません。

(4) 社外監査役候補者との責任限定契約について

当社は、定款第32条において、社外監査役との間で、善意でかつ重大な過失がない場合、損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。社外監査役の選任が承認された場合、社外監査役の損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を継続する予定であります。

3. 当社は、奥山章雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

当社は、2007年5月24日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)に定義されるものをいいます）の一つとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を導入することに関して決議を行い、2007年6月22日開催の当社第145回定時株主総会において、その導入について株主の皆様のご承認をいただきました。その後、かかる対応方針は、2010年5月24日開催の当社取締役会において、同日付「会社の支配に関する基本方針並びに当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続に関するお知らせ」と題するプレスリリースのとおり改定され、かかる改定後の対応方針（以下「現行プラン」といいます）は、2010年6月22日開催の、当社第148回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、効力を生じました。

現行プランの有効期限は、当社第148回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっておりますが、当社は、2013年5月20日開催の当社取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、下記のとおり、現行プランに所要の変更（以下「本改正」といいます）を行い、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を継続することを決定しました（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます）。

本プランは、本議案につき、当社株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとされていますので、株主の皆様にご承認をお願いします。

### 記

#### 1. 基本方針について

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為（下記3(2)(a)に定義されます。以下同じとします）がなされた場合、これが当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、大規模買付行為に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近年の資本市場においては、対象会社の経営陣の同意を得ずに、一方的に大量の株式の買付を強行するような動きが顕在化しつつあります。こうした大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値及び株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様様に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、または、対象会社の取締役会や株主の皆様が大規模買付行為の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主の皆様共同の利益及び当社の企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えており、上記の例を含め、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

## 2. 基本方針の実現に資する当社の取組みについて

当社は、「新しい潮流の変化に鋭敏であり続けるアグレッシブな先進企業を目指す」「世界とともに生きる」という経営理念の下、世界市場で競争力のある技術優位な製品群によるグローバルな事業展開を加速し、時代の先端を行く製品と、環境に優しく、顧客ニーズに合った製品を提供し続けております。

上記経営理念の根底には、「本業を通じた社会貢献」というCSR（企業の社会的責任）の思想が流れております。すなわち、社会環境の変化を鋭敏にとらえ、当社の持つ先進技術を積極的に駆逐することにより、新しい社会的課題への解決策を提供するとともに、株主及び投資家の皆様を始め、顧客、取引先、従業員、地域社会等、全てのステークホルダーの利益に配慮した経営活動により、当社は、社会から信頼され、真に必要なとされる企業を目指しております。

幅広いステークホルダーへの貢献を通じた企業価値の向上、ひいては、株主の皆様共同の利益の増大により、健全かつ持続的な成長・発展を続けることが、当社の経営の基本方針であり、創業以来、築き上げてきた、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの良好な信頼関係こそが、当社の企業価値の源泉となっております。

当社は、新規技術の創造と得意技術の融合により、環境の保全や人々の健康で豊かな生活に役立つ先駆的な製品を持続的に開発・提供し、国際社会に貢献できる企業を目指しております。

2012年度よりスタートした3ヵ年の中期経営計画「STEP 3000」では、本中期経営計画期間を、「2016年度売上高3,000億円のグッドカンパニーを目指す～私たちは人々の豊かな生活の実現に向け、戦略分野No.1に挑戦し、価値を創造します～」という中長期ビジョンの実現に向けた「確固たる手段を打つ飛躍の時期」と位置付け、「3,000億円への飛躍～領域拡大・事業強化～」をスローガンに、事業領域の拡大と強化を強力に推進しております。製品の市場競争力を一段と高め、新たな事業領域の拡大を図るべく、以下の諸施策を今後の最重要課題として押し進めております。

#### ① 海外

グローバルでの生産・販売・調達・開発などの仕組みをより一層強化し、世界各地に展開する海外拠点の拡充を図っていきます。特に、伸長著しいアジア市場においては、マーケティング機能の強化と現地ニーズに合致した製品の開発に取り組んでまいります。

コア事業の拡大を目指し、樹脂添加剤、食品を中心に需要拡大の見込める地域への進出など、新たな拠点構築に取り組んでまいります。

#### ② 技術

基盤・コア技術の深耕を進め、さらなる研究開発力の強化・充実を図ると同時に、半導体分野などにおける先端技術の急速な変化に対応し、世界に通用する新製品の開発を推進してまいります。

新規事業創出において、特に注力する分野を「ライフサイエンス」と「環境・エネルギー」とし、業容の拡大を図ってまいります。

#### ③ 価値創造

技術力のみならずマーケティング力のさらなる強化を図り、より一層のソリューション提供に努め、より良い社会の実現に貢献してまいります。

#### ④ 投資

国内外の設備投資やM&Aなど、コア事業・成長事業の業容及び領域の拡大や新規事業の創出を目的とした積極的投資を実行してまいります。

#### ⑤ 人財

最大の経営資源である人財を強化・育成することを最重要課題ととらえ、グローバル人財、高度な専門性を持った人財の育成と拡充を図り、ビジョン実現に向けた組織・人財戦略を推進してまいります。

以上の施策を推進していくにあたり、健全で透明性が高く、安定した経営活動の基盤となるコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス及びリスクマネジメントの一層の強化に努めてまいります。

コーポレート・ガバナンスの強化のため、当社は、執行役員制度を導入し、経営の意思決定と執行の分離を図っております。職務執行の責任を明確化するため、取締役と執行役員の任期は1年としています。「取締役会」は月1回の定時取締役会と、臨時取締役会を随時開催し、月に数回行われる「経営会議」による審議と合わせ、機動的かつ十分な検討を経て、意思決定を行っております。経営会議は、常勤取締役と当該議題に直接関与する執行役員で構成し、取締役会の方針に基づき経営執行上の重要事項の審議の迅速化を図っております。

取締役の員数は、近年スリム化を進めた結果、現在は10名となっており、そのうち1名を社外取締役としております。また、監査役については、5名の監査役のうち3名を社外監査役としております。なお、当社は、社外役員全員について、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員であると判断し、当社が上場する東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。これら独立役員は、取締役会などにおける業務執行に係る決定局面等において、一般株主への利益への配慮がなされるよう必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることが求められております。

さらに、当社は、大規模買付者の出現時に、本プランに基づき当社取締役会が行う意思決定手続の透明性・客観性を確保することを目的として、独立性の高い社外役員と社外有識者で構成される独立委員会を設置しております。独立委員会は、大規模買付者の出現時には、企業価値の向上と株主の皆様共同の利益の確保のため、客観的・独立的な立場で取締役会に対し勧告・提案を行います。また、平時においても独立委員会は年2回開催され、これを通じて、当社は独立委員に対して当社の経営に関する情報を継続的に提供し、また、独立委員会から当社に対して客観的・独立的な立場からのご意見・ご助言をいただくことで、当社が、常に適切な経営判断を行える環境を整えております。

### 3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

#### (1) 本プランによる買収防衛策継続の目的について

当社は、上記1記載の基本方針に基づき、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます）に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社、当社子会社及び関連会社（以下「当社グループ」といいます）の歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様が適切な判断を行われるために、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会によるそれを受けた新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがいまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記1の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・検討のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会（下記(2)(e)に定義されます。以下同じとします）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者ならびにその共同保有者及び特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいい、以下「例外事由該当者」といいます）によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランによる買収防衛策の継続が必要であるとの結論に達しました。

本プランによる買収防衛策の継続に際しましては、株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいうまでもありません。そのため、当社取締役会は、本定時株主総会において本議案を付議することを通じて株主の皆様のご意思を確認させていただくことといたします。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

また、2013年3月31日現在における当社の大株主の状況は、「大株主の状況」（別紙1）のとおりです。

(2) 本プランの内容について

本プランに関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは（別紙2）のとおりですが、本プランの具体的内容は以下のとおりです。

(a) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①ないし③のいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます）若しくはその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します）がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得（注3）
- ② 当社が発行者である株券等（注4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得（注7）
- ③ 上記①または②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者（注8）に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注9）を樹立する行為（注10）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り）

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注2）金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii)当社の特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機

関ならびに大規模買付者の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます）は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

- (注3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注7) 買付その他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- (注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。
- (注9) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- (注10) 上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

## (b) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます）を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名または記名押印のなされた書面及び当該署名または記名押印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます）を当社代表取締役社長宛に提出していただきます。当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提出いたします。

意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式の取引状況及び企図する大規模買付行為の概要等も明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

## (c) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、当社取締役会が意向表明書を受領した日から5営業日（初日不算入とします）以内に、当社取締役会に対して、次の①から⑨までに掲げる情報（以下、総称して「大規模買付情報」といいます）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に対して提供します。

なお、当社取締役会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び独立委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成して（以下「意見形成」といいます）、または当社取締役会が代替案を立案して（以下「代替案立案」といいます）株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、独立委員会が同様の判断に達することを条件に、合理的な期間の提出期限（当社取締役会が意向表明書を受領した日から60日以内（初日不算入とします）で当社取締役会が定める一定の日とします）を定めた上で、当該定められた具体的期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断ならびに当社取締役会及び独立

委員会による意見形成及び取締役会による代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。ただし、この場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、その旨を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。さらに、当社は、当社取締役会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って原則として適時適切に開示します。ただし、当社取締役会は、かかる判断及び決定にあたって、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

なお、大規模買付ルールに基づく大規模買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

- ①大規模買付者及びそのグループ会社等（主要な株主または出資者ならびに重要な子会社及び関連会社を含み、大規模買付者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接であるか間接であるかを問いません）その他の構成員ならびに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします）の概要（具体的名称、資本構成、出資割合及び財務内容ならびに役員の氏名、略歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）等を含みます）
- ②大規模買付者及びそのグループの内部統制システムの具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- ③大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対象となる当社株券等の種類及び数、大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます）
- ④大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします）の有無及び意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容

- ⑤大規模買付行為に係る買付等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額及びその算定根拠を含みます）
- ⑥大規模買付行為に係る買付等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません））を含みます）の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件及び資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容ならびに関連する具体的取引の内容を含みます）
- ⑦大規模買付行為の完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます）その他大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません）及び関連が存する場合にはその関連に関する詳細
- ⑨その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適宜な意向表明書を当社取締役会が受領した日から原則として5営業日（初日不算入とします）以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報

(d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記①または②の期間（いずれも大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が判断した旨を当社が開示した日から起算され、初日不算入とします）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定します。

大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度などを勘案して設定されたものです。

- ①対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社の全ての株券等の買付が行われる場合：最長60日間
- ②①を除く大規模買付行為が行われる場合：最長90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとし、当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。かかる費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(f)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の委員の全員一致に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間（初日不算入とします）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

#### (e) 独立委員会の設置

当社は、既に本プランの発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役及び社外監査役（それらの補欠者を含みます）ならびに社外有識者の中から3名以上で構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます）を設置いたしているところですが、本プランにおいてもそれを継続いたします。独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

本改正による現行プランの本プランへの改定当初における独立委員会の各委員の氏名及び略歴は（別紙3）のとおりです。

独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(f) 独立委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

ア 独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、次の①から③に定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

① 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内（初日不算入とします）に当該違反が是正されない場合には、独立委員会は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

② 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、独立委員会は、当該大規模買付者が次の(ア)から(キ)までのいずれかの事情を有していると認められる者（以下、総称して「濫用的買収者」といいます）であり、且つ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

- (7) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合
- (4) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- (7) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- (エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など的高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- (4) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません）が、当社の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (4) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、二段階買付（第一段階の買付で当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付の条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付を行い、株主の皆様に対して買付に応じることを事実上強要するもの）などに代表される、構造上株主の皆様判断の機会または自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (4) 大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の当社の利害関係者との関係が破壊または毀損され、その結果として当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益が著しく毀損することが予想されたり、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確

保及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

### ③ 独立委員会によるその他の勧告等

独立委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、適宜当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の最大化の観点から適切と思われる内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の中止または発動の停止の勧告等を行うことができるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

## イ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、または下記ウの株主総会の決議に従った上で、対抗措置の発動、不発動または中止その他必要な決議を行うものとします。なお、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置発動の決議を行い、または不発動の決議を行わず、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様に向うべく当社株主総会を招集することができるものとします。

かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、大規模買付者は、当社取締役会が本プラン所定の手続に従って（すなわち、独立委員会の上記アに基づく対抗措置の不発動の勧告、または下記ウに基づく株主総会における対抗措置の発動の決議が得られなかったことを受けて）下記(h)に定義される対抗措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為を実行してはならないものとさせていただきます。

#### ウ 当社株主総会の招集

独立委員会は、大規模買付者による大規模買付行為またはその提案の内容の検討、大規模買付者との協議・交渉等の結果、独立委員会がその委員の全員一致により対抗措置の不発動の勧告を行う旨の判断に至らなかった場合には、本プランによる対抗措置の発動につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものとします。その場合、当社取締役会は、本プランによる対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものとします（ただし、大規模買付ルールが遵守されなかった場合は除きます）。

その際、当社取締役会は、大規模買付情報の概要、意向表明書に関する当社取締役会の意見及び独立委員会の勧告等の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、株主総会開催の前提として、当社取締役会は、大規模買付者から十分な情報を受領後速やかに、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「承認総会議決権基準日」といいます）を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主総会において議決権を行使することのできる株主は、承認総会議決権基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主とします。

当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決するものとします。当該株主総会の結果は、その決議後速やかに開示するものとします。

なお、当該株主総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合には、当社は当社株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

#### (g) 大規模買付情報の変更

上記(c)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会が大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨及びその理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提と

する大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取り扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。ただし、当社取締役会は、かかる判断にあたって、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

(h) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものを想定しています（以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます）。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、（別紙4）に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てを行う場合には、(i) 例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件、または(ii) 当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項などを設けることがあります。

4. 本プランによる買収防衛策の継続、本プランの有効期間ならびに継続、廃止及び変更等について

当社は、本プランによる買収防衛策の継続を行うにあたって、株主の皆様のご意思を適切に反映する機会を得るため、本プランによる買収防衛策の継続（現行プランの本プランへの改定）に関する承認議案を本定時株主総会に付議しません。

本プランの有効期間は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案が可決された時から、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、①本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案が承認されなかった場合、②当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または③当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止することが可能です。

本プランについては、本定時株主総会後に行われる当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止または変更の是非につき検討を行い、必要な場合には所要の決議を行います。

また、当社取締役会は、法令等または金融商品取引所規則若しくはそのガイドラインの改正等により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得た上で、上記当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会以外の時機においても、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、現時点において、当社株券等について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

## 5. 株主及び投資家の皆様への影響について

### (1) 本改正による現行プランの本プランへの改定時にそれが株主及び投資家の皆様に与える影響

本改正による現行プランの本プランへの改定時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。従って、本プランないし本改正がその効力発生時に株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保及び向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがあるものの、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においては、保有する当社株式1株当たりの価値の希薄化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希薄化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的及び具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てがなされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式1株当たり

の価値の希薄化は生じませんので、当社株式1株当たりの価値の希薄化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動等により不測の損害を被る可能性があります。

無償割当てがなされた本新株予約権の行使及び取得の手続について株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、法令及び当社定款に従い、これを公告します。この場合、当該基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられます。

本新株予約権の無償割当てが行われる場合、基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

当社は、基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、株主の方ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約する文言、ならびに当社普通株式の振替を行うための口座に関する情報を含むことがあります）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。株主の皆様におかれましては、本新株予約権1個当たり1円以上（取締役会で別途定める金額）を払込取扱場所に払い込むとともに、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出することにより、1個の本新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることとなります。ただし、例外事由該当者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。

他方、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類、当社普通株式の振替を行うための口座に関する情報を記載した書類のほか、ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出いただくことがあります）。ただし、例外事由該当者については、前述したとおり、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認下さい。

## 6. 本プランの合理性について

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

### (1) 企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上

本プランは、上記3(2)記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

### (2) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

### (3) 株主意思の重視

当社は、本議案を本定時株主総会に付議することにより、株主の皆様のご意思を確認させていただきます。本改正による現行プランの本プランへの改定の発効を、株主の皆様のご承認に係らしめることで、買収防衛策の継続についての株主の皆様のご意思を反映させます。

また、上記3(2)(f)ウ記載のとおり、当社取締役会は、一定の場合に、本プランによる対抗措置の発動について、当社の株主総会において株主の皆様意思を確認することとされております。

さらに、上記4記載のとおり、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思に係らしめられています。

(4) 外部専門家の意見の取得

上記3(2)(d)記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得た上で検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

(5) 独立委員会の設置

当社は、上記3(2)(e)記載のとおり、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(6) デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記4記載のとおり、当社の株主総会または株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以 上

(別紙1)

大株主の状況

2013年3月31日現在

| 株主名                                              | 持株数(千株) | 持株比率(%) |
|--------------------------------------------------|---------|---------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)                        | 6,860   | 6.63    |
| 朝日生命保険相互会社                                       | 4,769   | 4.61    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                          | 4,115   | 3.98    |
| みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社    | 3,581   | 3.46    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)                       | 3,206   | 3.10    |
| 全国共済農業協同組合連合会                                    | 2,687   | 2.60    |
| A D E K A 取引先持株会                                 | 2,455   | 2.37    |
| 農林中央金庫                                           | 2,244   | 2.17    |
| 東京海上日動火災保険株式会社                                   | 1,801   | 1.74    |
| ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) サブ アカウント アメリカン クライアント | 1,788   | 1.73    |
| 計                                                | 33,508  | 32.38   |

(注) 1. 発行済株式総数は、103,651,442株です。

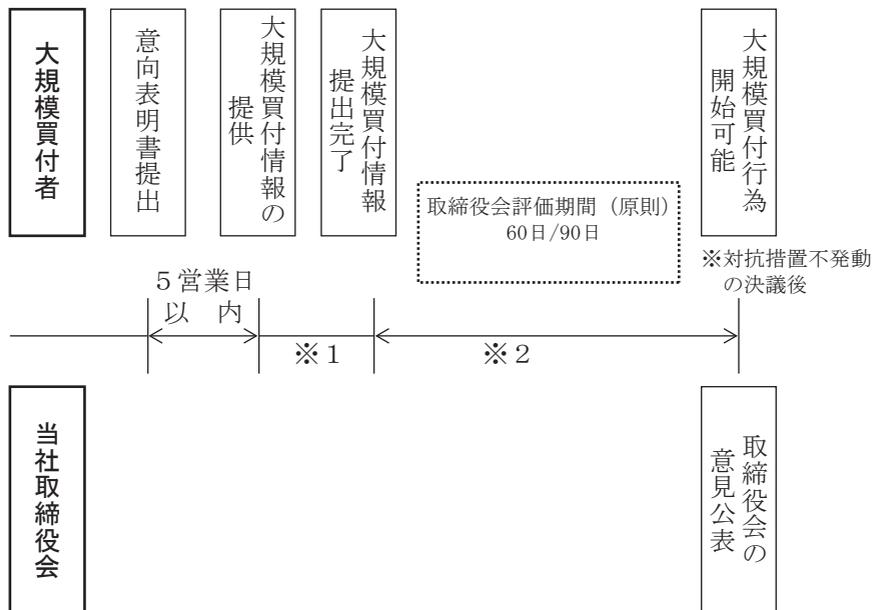
2. 持株比率は、自己株式(172,493株)を控除して計算しております。

以上

(別紙2)

## 本プランの手の続の流れ

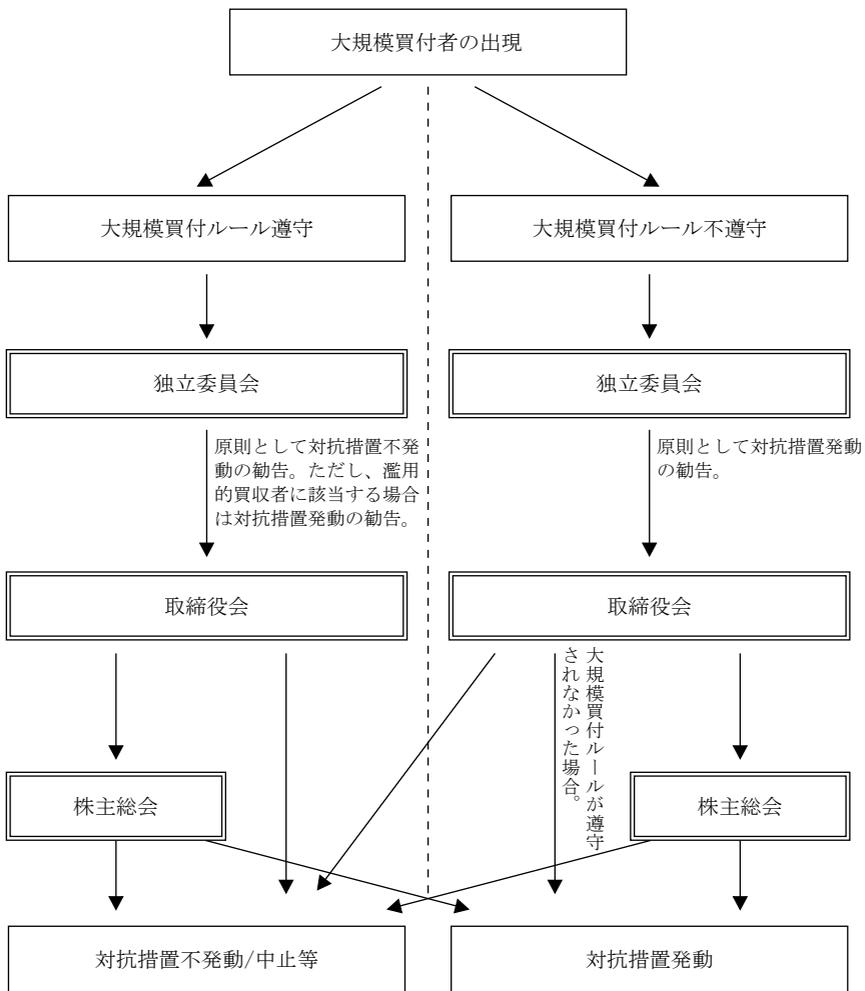
### 【大規模買付ルール】



※1： 当社取締役会は、当初提供を受けた情報だけでは当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び独立委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し（以下「意見形成」といいます）、または取締役会が代替案を立案し（以下「代替案立案」といいます）株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、独立委員会が同様の判断に達することを条件に、合理的な期間の提出期限（当社取締役会が意向表明書を受領した日から60日以内（初日不算入とします））であって当社取締役会が定める一定の日とします）を定め、当該定められた具体的な期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断ならびに当社取締役会及び独立委員会による意見形成及び取締役会による代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。ただし、この場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

- ※2： 対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株券等の全ての買付の場合には最長60日間（初日不算入とします）、その他の大規模買付行為の場合には最長90日間（初日不算入とします）。なお、独立委員会が取締役会評価期間内に一定の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の委員の全員一致に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間（初日不算入とします）延長することができるものとします。
- ※： 独立委員会は当社取締役会に対し必要に応じて勧告を行います。
- ※： 当社取締役会は、必要に応じ、当社取締役会として株主の皆様へ大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等の提示を行い、また、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行います。
- ※： 独立委員会は、大規模買付者による大規模買付行為またはその提案の内容の検討、大規模買付者との協議・交渉等の結果、独立委員会が委員の全員一致により対抗措置の不発動の勧告を行う旨の判断に至らなかった場合には、本プランによる対応措置の発動につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものとします。その場合、当社取締役会は、本プランによる対応措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものとします（ただし、大規模買付ルールが遵守されなかった場合は除きます）。

【対抗措置発動に関する概要】



以上

(別紙3)

独立委員会委員の氏名及び略歴

〔氏名〕 矢野 弘典 (中日本高速道路株式会社顧問、公益財団法人産業雇用安定センター会長)

〔略歴〕 1963年4月 株式会社東芝入社  
1997年6月 株式会社東芝欧州総代表 兼 東芝ヨーロッパ社社長  
1999年1月 日本経営者団体連盟理事  
2000年5月 同常務理事  
2002年5月 社団法人日本経済団体連合会 専務理事  
2005年10月 財団法人産業雇用安定センター (現公益財団法人産業雇用安定センター) 会長 (現職)  
2006年6月 中日本高速道路株式会社 代表取締役会長  
2011年9月 同社 顧問 (現職)

〔氏名〕 永井 和之 (当社 社外取締役、中央大学 法学部教授、弁護士)

〔略歴〕 1981年4月 中央大学 法学部教授 (会社法) (現職)  
1999年11月 同大学 法学部長  
2004年5月 弁護士登録 (現職)  
2005年11月 中央大学 学長  
2005年12月 同大学 総長  
2010年6月 当社社外取締役 (現職)

〔氏名〕 今井 健夫 (弁護士)

〔略歴〕 1967年4月 弁護士登録 (東京弁護士会所属)  
1972年1月 三宅・今井法律事務所 (現三宅・今井・池田法律事務所) パートナー (現職)  
1999年6月 当社社外監査役

〔氏名〕 奥山 章雄 (当社 社外監査役 公認会計士)

〔略歴〕 1968年12月 監査法人中央会計事務所入所  
1983年3月 同監査法人 (現みずぎ監査法人) 代表社員  
2001年7月 日本公認会計士協会 会長  
2003年5月 株式会社産業再生機構取締役、産業再生委員会委員  
2005年5月 中央青山監査法人 (現みずぎ監査法人) 理事長  
2006年4月 早稲田大学大学院会計研究科客員教授  
2007年2月 奥山会計事務所所長 (現職)  
2009年6月 当社社外監査役 (現職)

〔氏名〕 藤田 譲 (朝日生命保険相互会社 最高顧問)

〔略歴〕 1964年4月 朝日生命相互会社入社  
1992年7月 同社取締役  
1994年4月 同社常務取締役  
1996年4月 同社代表取締役社長  
1999年6月 当社社外監査役  
2008年7月 朝日生命保険相互会社 代表取締役会長  
2009年7月 同社 最高顧問 (現職)

なお、社外取締役 永井和之氏及び社外監査役 奥山章雄氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

以上

(別紙4)

## 新株予約権の無償割当てをする場合の概要

### 1. 割当対象株主

取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

### 2. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。

### 3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円以上（取締役会において別途定める金額）とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

### 6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする（なお、取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者、その共同保有者及び特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配しまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」という）による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得る）。

#### 7. 当社による新株予約権の取得

当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項を取締役会において付すことがあり得る。

#### 8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

- (a) 株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (b) 独立委員会の全員一致による決定があった場合
- (c) その他取締役会が別途定める場合

#### 9. 新株予約権の処分に関する協力

新株予約権の割当てを受けた例外事由該当者が当社の企業価値または株主共同の利益に対する脅威ではなくなったと合理的に認められる場合には、当社は、独立委員会への諮問を経て、当該例外事由該当者の所有に係る新株予約権または新株予約権の取得対価として当該例外事由該当者に対し交付された新株予約権の処分について、買取時点における公正な価格（投機対象となることによって高騰した市場価格を排除して算定するものとする）で第三者が譲り受けることを斡旋するなど、合理的な範囲内で協力するものとする。ただし、当社はこのことに関し何らの義務を負うものではない。

#### 10. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。

以 上

(別紙5)

## 独立委員会の概要

### 1. 構成

独立委員会は、当社の社外取締役若しくは社外監査役（その補欠者を含む）または外部有識者のいずれかの中から当社取締役会により選任される、3名以上の委員（以下「独立委員」という）により構成されるものとする。

### 2. 任期

独立委員の任期は、独立委員が就任した日から、2013年6月21日開催予定の当社第151回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会終結の時までとする。

### 3. 決議方法

独立委員会の決議は、特段の事情がない限り、独立委員全員が出席し、出席独立委員の過半数をもって行う。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決議する。

### 4. 決議事項その他

独立委員会は、大規模買付者に対する対抗措置の発動の是非その他の取締役会からの諮問事項を検討し、取締役会に対し、必要な勧告を行うものとする。

また、独立委員会は、諮問事項の検討を行うため、当社の費用で、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、会計士、弁護士その他の専門家）の助言を得ることができる。

以 上

## インターネット等による議決権行使について

インターネット等により本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス [http://www.<sup>ウェブ行使</sup>web54.net](http://www.web54.net)

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネット等により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、株主総会開催日前日の2013年6月20日（木曜日）17時15分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に一番後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4. システムに係わる条件について

インターネット等により議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- (1) 画面のドット数が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。
  - ア. ウェブブラウザとして、Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer®

イ. PDFファイルブラウザとして、Ver. 4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader™または、Ver. 6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorer®は米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader™及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

- (3) ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- (4) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネット等との通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

## 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00 土日休日を除く)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

## ※機関投資家の皆様へ

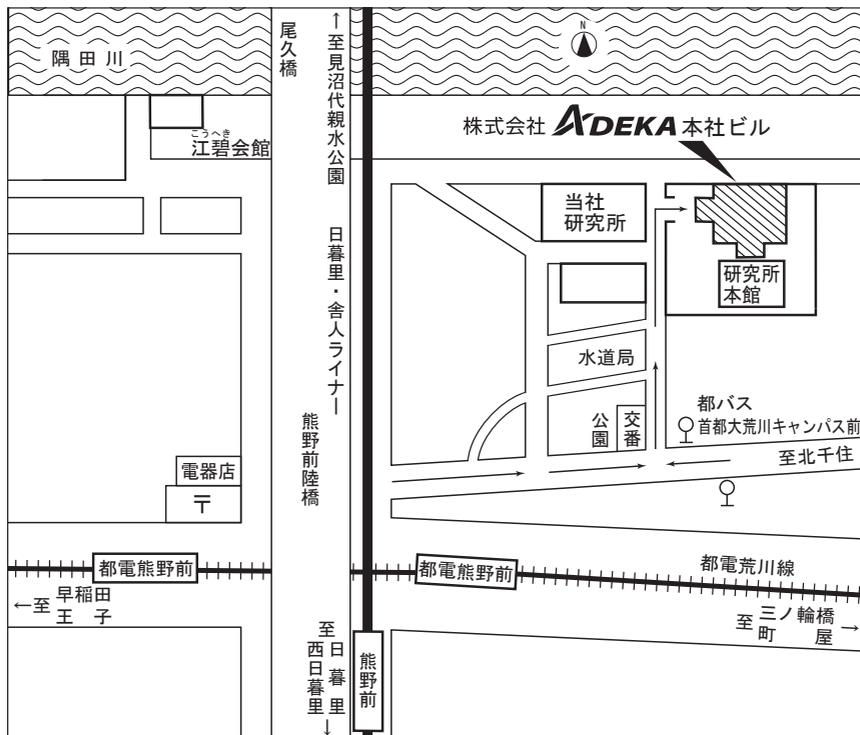
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上





## 株主総会会場ご案内図



**会場** 東京都荒川区東尾久七丁目2番35号  
株式会社ADEKA 本社15階ホール

電話 03-4455-2811

- ・日暮里・舎人ライナー（日暮里～西日暮里～熊野前～見沼代親水公園）  
「熊野前」駅下車 徒歩5分
- ・都電荒川線（早稲田～熊野前～三ノ輪橋）  
「熊野前」駅下車 徒歩5分
- ・都バス 系統：端44  
（駒込病院～田端～首都大荒川キャンパス前～北千住駅前）  
「首都大荒川キャンパス前」下車 徒歩3分